

J.LENDING - LF 26号

資金需要のある事業者に対して、事業資金等の融資を目的として組成したファンドです。

J.LENDING - LF26号の募集条件

募集総額	40,000,000円
出資形態	匿名組合出資持分
投資利回り（税引前）	年率 5.0%
最低投資金額	500,000円以上（100,000円単位）
成立条件（*1）	投資額 合計 20,000,000円
募集開始日時	2021年1月15日 15:00
募集終了日時（*2）	2021年1月22日 14:59
借り手の利用期間・返済方法	案件の詳細をご確認ください

（*1）募集終了時点で20,000,000円に達しなかった場合は「ローン不成立」になります。

不成立となった場合は、投資頂いた金額をお客様の登録口座にお戻しいたします。

（*2）募集期間中にお客様からの入金額が募集総額に達した場合は、その時点で募集終了となります。

LF26号案件詳細

- ・LF26号の配当は期日一括とさせていただきます。
- ・お客様が本件借入人に対して直接接することは、禁止されております。**万が一接触した場合には、貸金業法違反となる可能性がありますので、ご注意ください。**

【融資先:株式会社O社向け】 不動産担保貸付

本件借り手の株式会社O社は、都内で不動産賃貸事業をメインとしている一般事業会社です。

資金使途は運転資金であり、返済は、経常収入およびリファイナンスでの返済を見込んでおります。

また、O社の代表者個人が連帯保証人となります。連帯保証人は、複数の不動産を保有しておりますとともに複数の事業を運営しており、給与収入の他不動産収入など安定収入もあり、保証能力は十分あるものと考えております。

本件はO社が保有する首都圏にある賃貸マンションの担保提供を受けることで債権の保全を図ります。既に第2順位に根抵当権100百万円の仮登記を設定しております。また、本登記にかかる書類一式は契約時に全て当社で預かり、いつでも本登記に移行できる状況を持しております。第一順位に8億円の根抵当権設定（現在の融資残高6億円）があり、本件は第二順位となります。

本件貸付けは、2021年6月30日までの契約としておりますが、借り手の意向によっては早期に完済となる可能性もあります。

投資利回り (税引前)	年率 5.0%
----------------	---------

貸付条件

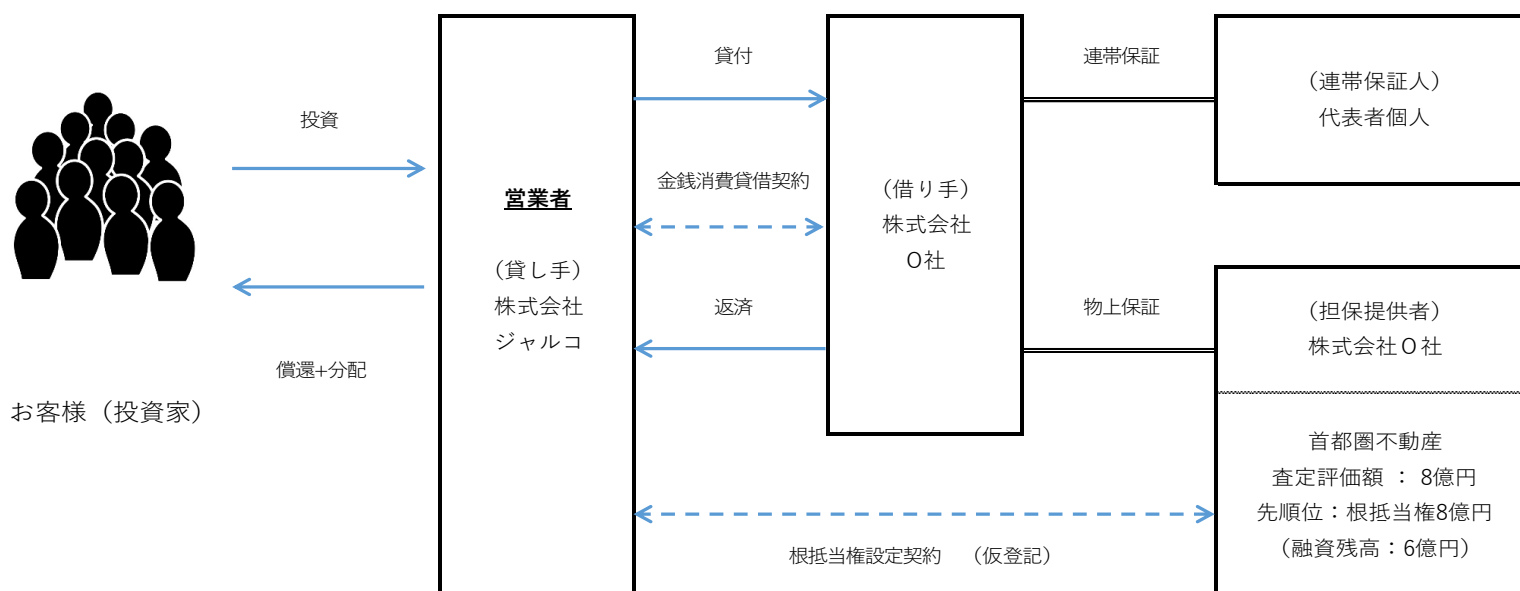
貸付予定日	2021年1月27日
貸付金額	40,000,000円
利用期間	154日
返済方法	期日元本・利息一括返済方式 (期日前弁済の可能性も有)
担保	有り
保証	有り

借り手から受領した資料

- ① 決算書類 直近3期分
- ② 法人謄本
- ③ 連帯保証人の確定申告書 など

*弊社が審査のために借り手からご提出頂いたものです。
これら資料を確認し、安全性を考慮しておりますが、その内容の真偽を投資家の皆様に保証するものではありません。

【スキーム図】



分配金のイメージ

【J.LENDING-LF26号に100万円を投資された場合のイメージ】

運用期間	2021/1/27～2021/6/30
運用日数	154日
分配予定日	2021/7/15
(B) 配当 (税引き前)	21,095円
(C) 配当+投資元本	1,021,095円

※ 上記表は、借り手であるO社からの返済が予定通りに履行された場合のイメージです。

上記表と同じく100万円を投資された場合でも、出資持分比率で分配する際に1円単位の子レが生ずる可能性があります。

実際にお客様の取引口座に反映する分配金額は源泉徴収税 (20.42%) を控除した金額となります。

借り手の一社または両社の意思によって早期の弁済をされた場合には、上記イメージよりも配当総額が少なくなります (※)。

(※) 早期弁済となった場合、借り手が支払う利息は利用日数分のみの日割計算となるため、お客様への配当も運用日数分の日割計算となります。

借り手からの元金返済が滞った場合には、お客様への配当が予定通りに出来なくなる可能性があります。

詳しくは「リスク説明」をご確認ください。

投資に関するご注意

※ J.LENDINGの取引は元本が保証されているものではありません (元本保証は出資法で禁止されております)。

匿名組合出資持分の取得に際しては、その特性をご理解の上、ご自身のご判断と責任において投資を行ってください。

※ 本営業に関する貸付条件は、営業者が自らの裁量において決定の上、本借入人に提示するものであり、お客様は本借入人への貸付け行為に関し、権利及び義務を有していません。

※ また、お客様は、本営業における営業者の貸付けに関し、本借入人に直接接することは禁じられており、また、本借入人も、当該貸付けに関し、お客様に直接接することは禁止されています。

※ 本借入人からお客様に対して、直接の接触があったときは、お客様は営業者に対して通報する義務があります。

また、お客様が本借入人に対して直接の接触をしたときは、それ以降、営業者の募集するファンドへの出資ができなくなります。